

国保だよりはホームページからも閲覧できます。 <http://www.kuma8020.com/kokuho/>

特定保健指導をご活用ください

県歯会主催の健康診断を受診された方(40歳～74歳)で、保健指導が必要と判定された方には順次、特定保健指導についてのお知らせを送付します。

特定保健指導とは？

生活習慣病に進行しないために運動や食事を中心とした生活改善の支援をすることです。階層化により、「動機付け支援(メタボリックシンドローム予備群)」と「積極的支援(メタボリックシンドローム該当の方)」に分かれます。

少しのコツで効果がある特定保健指導をぜひご活用ください。



メタボリックシンドロームってなに？

内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか 2 つ以上をあわせもった状態を、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)といいます。

内臓脂肪が過剰にたまっていると、糖尿病や高血圧症、高脂血症といった生活習慣病を併発しやすくなってしまいます。しかも、「血糖値がちょっと高め」「血圧がちょっと高め」といった、まだ病気とは診断されない予備群でも、併発することで、動脈硬化が急速に進行します。

メタボリックシンドロームはどうして危険なの？

日本人の三大死因は、がん、心臓病、脳卒中ですが、そのうち心臓病と脳卒中は、動脈硬化が要因となる病気です。メタボリックシンドロームになると、糖尿病、高血圧症、高脂血症の一歩手前の段階でも、これらが内臓脂肪型肥満をベースに複数重なることによって、動脈硬化を進行させ、ひいては心臓病や脳卒中といった命にかかわる病気を急速に招きます。

平成 25 年度の補助申請は平成 26 年 3 月 31 日まで

各種補助申請は年度内にお願いします。

期間を過ぎますと補助が出来ませんのでご注意ください。



【補助対象期間】**平成25年4月1日～平成26年3月31日**

【申請期間】**平成25年4月1日～平成26年3月31日**

※領収証(写)は、対象者本人の氏名と日付が記載されているものを添付してください。

ホームページから申請書がダウンロードできます

各種申請書は、熊本県歯科医師会ホームページの会員専用ページからダウンロードできます。

<http://www.kuma8020.com/private/members/>

ユーザー名 **kumasi** パスワード **hs2ewk**

ユーザー名・パスワードのご使用は、会員の先生のみということを厳守の上、外部への流出がございませんよう、管理については細心の注意をお願い致します。

■下記の申請書がダウンロードできます。

- 氏名変更届
- 住所変更届
- 健康診断補助申請書
- 国民健康保険法第116条該当届出
- 健康診断補助申請書(熊本県歯科医師会健診用)
- 甲種組合員配偶者健康診断補助申請書(熊本県歯科医師会健診用)
- 健康診断追加項目補助申請書(熊本県歯科医師会健診用)
- 人間ドック補助申請書
- 保養施設補助交付申請書
- 健康保持増進事業補助申請書
- B型肝炎ワクチン接種補助申請書
- インフルエンザワクチン接種補助申請書
- 委任状

※他の申請書(資格取得届や資格喪失届等)は、組合までご連絡頂いてから郵送いたします。

出産育児一時金の申請

妊娠・出産は病気とみなされないため、正常な分娩の場合は健診費用や分娩費用等は全て自費扱いになります。高額となる出産費用の一部をまかなうのが「出産育児一時金」です。

組合に加入している人が出産した場合、**1児につき42万円**※が支給されます。
(妊娠85日以上であれば、生産、死産、流産の別は問いません)

※ 産科医療補償制度に加入している分娩機関でお産をした場合。それ以外の場合は39万円

申請方法

① 原則、直接病院と「合意文書」を交わしていただきます

原則として、組合員の方が直接病院と「合意文書」を交わしていただくことで、**当組合から直接病院等に出産育児一時金等が支払われます**※(直接支払制度といいます)。

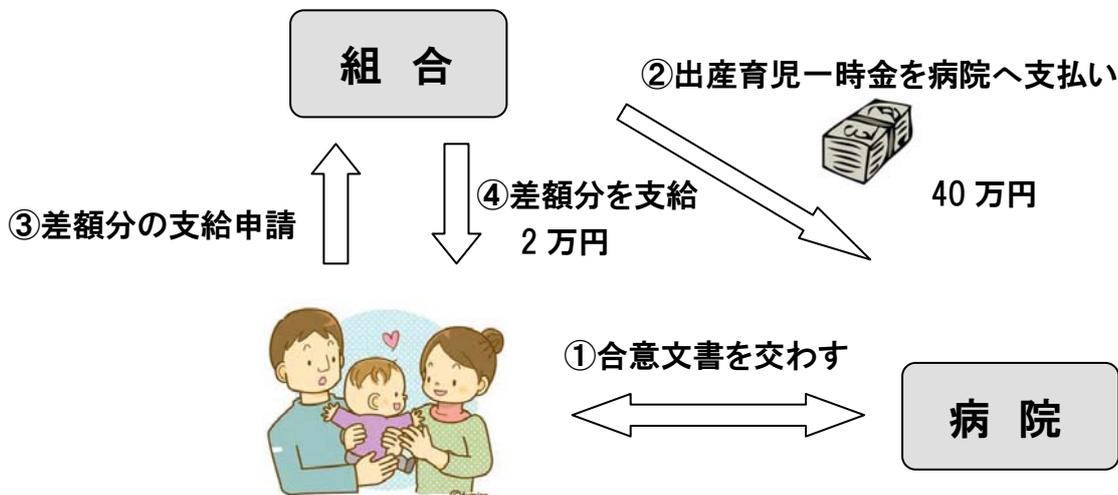
※ 直接支払制度を希望されない場合は出産後に組合員に支払う制度をご利用頂くことも可能です。
その場合、一旦全額を病院等にお支払い頂くことになります。

② 差額分が生じた場合、当組合に申請ください

出産にかかった費用が**出産育児一時金の支給額未満であった場合**には、その差額分は後日、組合員の方から当組合に請求することにより支給されます。

支払いの流れ

例) 出産費用に40万円かかった場合



療養費の支給

次のような場合は、全額自己負担となりますが、申請により後からその一部が支給されます。

こんなとき		支給金額	条件
自費診療※	やむをえない理由で保険証を持たずに治療を受けたとき	費用額の内容について審査を行います。審査後、認められれば保険給付分を後日支給します。	実際にやむをえない事情があったか否かを判断したうえで支給決定します。
治療用装具	医師が治療上必要と認めたコルセットやギブスなどの補装具代		原則として製作者が患者の体に合わせて作った装具。補聴器、松葉杖は不可。日常生活品と考えられるものも不可。
移送費	重病で歩行困難になった患者が緊急を要する入院や転院をするときに使用した輸送機関に払った移送費		医師の指示があった場合のみ。事前に(やむをえない場合は事後でも可)承認を受けてください。

※ 海外における医療費(治療目的の渡航は除く)の払い戻しができます。

申請方法

お申し出により組合から申請用紙をお送りいたします。

加入・喪失のご連絡は14日以内に！

**喪失の場合は、喪失届けと一緒に必ず被保険者証をご返却ください。
資格を喪失(退職等)された時点で被保険者証は使用できません。**

(喪失後受診など医療機関とのトラブルが起っています。)

保険料は毎月10日に銀行へ引き落とし依頼をします。事務手続上、毎月5日頃には異動を締め切ります。加入・喪失の場合は、その日から14日以内に組合宛ご連絡いただきますようご協力をお願いします。

◇ **加入**の場合の保険料は
月初めや月末でも、加入月分の保険料は徴収します。

◇ **喪失**の場合の保険料は
月途中の喪失は、前月分までの保険料を徴収します。

